

城下町探検ガイド-VI

鯉の歴史

日本に誇る「種川の制」



青砥武平治にはじまる
種川の系譜

村上地区まちづくり協議会伝統文化部会

鮭の歴史 — 日本に誇る「種川の制」

【はじめに】 ～青砥武平治にはじまる種川の系譜～

平成29年度の城下町探検ガイドのテーマは「鮭」としました。中でも江戸時代、村上藩士青砥武平治によって考案された「種川の制」は、鮭の母川回帰性を利用した稚魚の保護と天然増殖を目的としたものでした。

当時の村上藩は、出費が収入を上回るという赤字財政が続いていました。また、これといった大きな収入となる特産品もなく、それらは藩財政をうるおすほどの財源とはなりませんでした。

そんな中、歴代藩主が行なってきた稚魚の保護や鮭漁運上金制度を活用・拡大することによって、鮭の漁獲高と運上金を上げる方法を講じることにしました。このとき、以前より、鮭の保護と増殖について藩に建言していた青砥武平治の意見が見直され、その実施に移されることになったのです。

そして、武平治が考案した種川の制は、その後、武平治の子藤吉がその意思を継ぎ、さらに斎藤水右衛門によって完成されます。そして時代は明治となり、旧村上藩士族で組織された村上鮭産育養所によって、それまでの天然増殖に加えて人工ふ化法が導入され、さらなる飛躍を遂げることになります。

このように、武平治によって考案された種川は、何人かの知恵と努力によって現代につながってきたといえます。それは時代を超えた人の知恵と努力の積み重ねであり、種川そのものの系譜であるような気がします。

平成29年11月11日

村上地区まちづくり協議会伝統部会長 桑原 猛

目 次

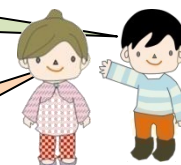
【1】母なる川へ	〈1〉サケの母川回帰	p	1
	〈2〉サケの一生		
	〈3〉サケの回遊経路	p	2
【2】サケの繁殖事業			
《1》天然繁殖法と人工ふ化法		p	3
《2》天然繁殖法 — 種川の制	〈1〉村上藩と運上金	p	3
	〈2〉青砥武平治	p	4
	〈3〉宇治家文書と鮭川の変遷	p	5
	〈4〉種川の管理・保護と統制	p	8
【3】漁場の入札と運上金制度	〈1〉入札と運上金上納の概略	p	9
	〈2〉鮭川絵図（漁場絵図）	p	10
	〈3〉落札者と運上金高	p	11
	〈4〉漁場書付の写し	p	12
	〈5〉制度としての「種川の制」	p	13
【4】村上鮭産育養所と人工ふ化	〈1〉明治政府と三面川	p	14
	〈2〉第2回内国勸業博覧会	p	15
	〈3〉明治から昭和前期の鮭漁	p	17
	〈4〉公売漁場と種川漁場	p	18
	〈5〉村上鮭産育養所の盛衰	p	19

鮭の歴史—日本に誇る「種川の制」



今回は鮭の歴史だよ、サケロボもがんばって説明するからよろしくね。

今回もよろしく



鮭は生まれた川に帰ってくるんでしょ。

【1】母なる川へ

〈1〉サケの母川回帰

サケが産卵のために母なる川に戻ってくることを「母川回帰(ぼせんかいき)」といいます。では、なぜサケは母なる川に戻ることができるのでしょうか？

サケが母川回帰することは、私たちが考えている以上に古くから知られており、フランスとスペインにまたがるピレネー地方のアルタミラの洞窟に描かれた旧石器時代(約 200 万年前)の壁画に、サケの産卵回帰する様子が記されているといいます。

※なぜ、生まれた川に帰って来ることができるの？

19世紀後半ころから、サケが母川回帰できる要因のひとつとして、川の匂いに関係していることが指摘されてきました。しかし、いくら臭覚が優れているとはいえ、匂いだけを頼りに何千キロも離れた海から、生まれた川をみつけて戻ってくるという考え方は不自然な感じがします。

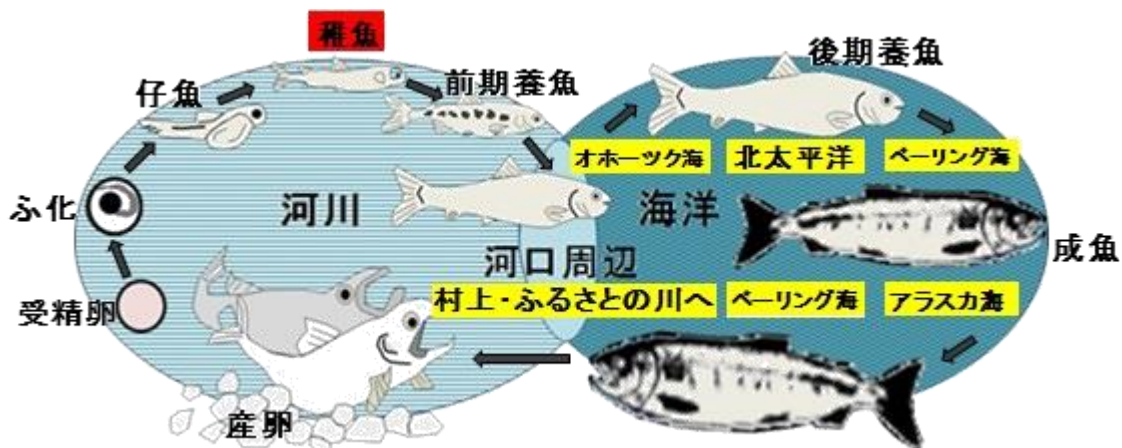
近年になって「匂い」以外の要因が発見されました。サケを解剖したところ、サケの頭部に磁鉄鉱(じてっこう)の結晶(磁石)が発見されました。

その後の研究によって、サケは太陽コンパスと磁石を使って、生まれた河口近くの沿岸までたどり着き、あとは「匂い」を頼りに生まれた川を探し当てていることが判明してきました。

このようにサケが複数の方法(能力)を併用していることは明らかです。状況に応じて複数の方法を使い分けながら母川に回帰することによって生き抜いてきたのです。

〈2〉サケの一生

下の図でサケの一生を見てみると、川で生まれたサケは、川でしばらく過ごしたあと、河口から海へ旅立ちます。そして北の海であるオホーツク海から北太平洋、ベーリング海へ、さらにアラスカ海まで旅をして、やがて日本海を経て、ふるさとの川・三面川に戻ってきます。そこで産卵をして一生を終えます。



〈2〉サケの回遊経路

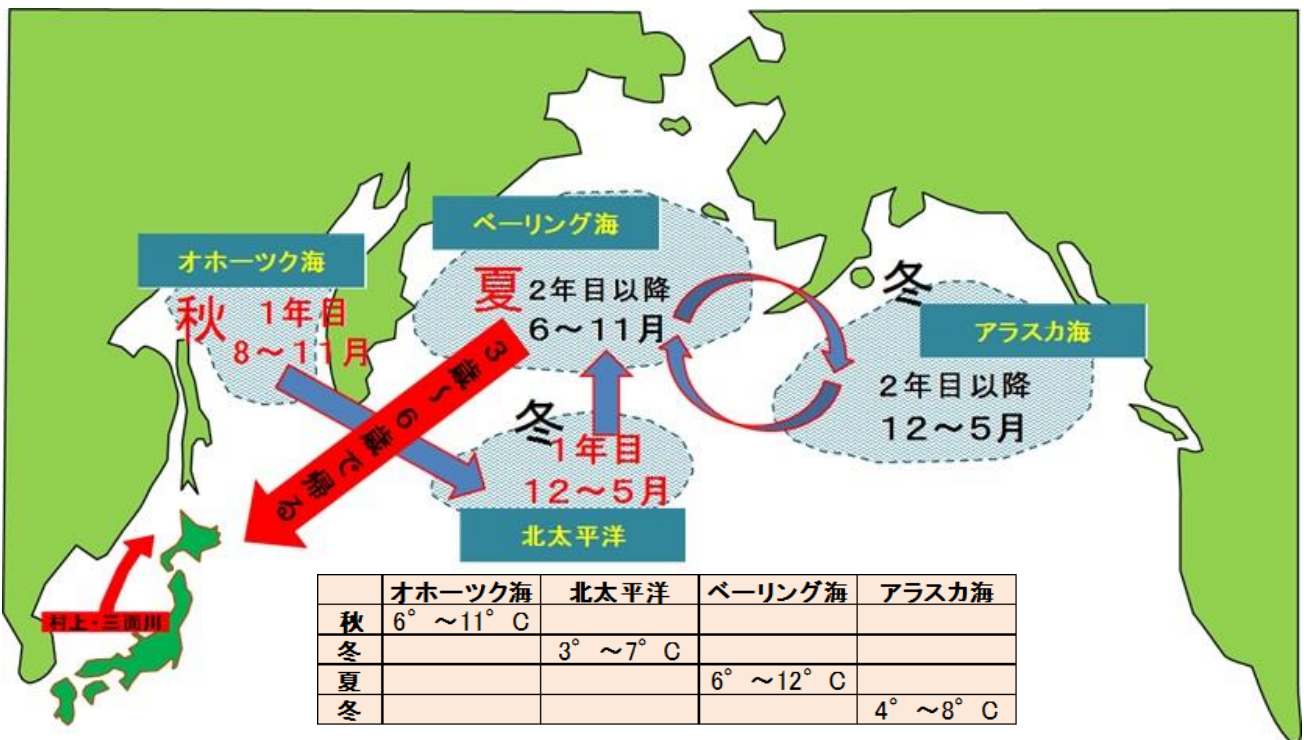


サケの回遊経路について、もう少し説明するよ。

複数の能力を使って生まれた川に帰ってくるサケですが、母なる川で生まれたサケはどのような旅をして戻ってくるのでしょうか。

3月から5月にかけてふ化場より放流されたサケの稚魚は、沿岸で数か月間生活したのち初夏までに離岸することが知られています。

離岸したサケは、日本海を北上してオホーツク海で秋ころまで生活し、その後、北太平洋に移動して最初の冬を越します。2年目の6月ころにはベーリング海へ移動し、ここで以前に放流された年上のサケと合流します。子どものサケはこのベーリング海で大きくなり、冬になると南下してアラスカ湾で春まで過ごし、夏になるとまたベーリング海へ移動します。このように季節によって、ベーリング海とアラスカ湾との南北移動を数年繰り返し、3年から6年の大人の大きなサケになると生まれ故郷の川を目指して旅立つのです。



※回遊と生息水温

各海域の海水温は上の表の通りですが、四季を通じて[3° ~ 12° C]の範囲で安定しています。また、魚類は、大きい魚ほど深い場所や冷たい水を好むことも知られています。サケについても、北に行くほど、深い場所ほど、魚体は平均的に大きくなるといいます。

しかし、地球の温暖化によって、生物にもさまざまな影響が出ていることは周知のことです。先に述べたように、大きいサケほど冷たい水を好むといわれていますので、温暖化による海水温の上昇は、サケにマイナスの影響を及ぼしていると考えられます。

まだ、現状では温暖化にともなうサケ資源への影響については十分に把握されているとはいえません。今後のデータの蓄積と研究の進展が望まれるところです。

【2】サケの増殖事業

《1》天然繁殖法と人工ふ化法



サケの母川回帰性と増殖事業は密接な関係にあるけれど、この増殖方法には大きく天然繁殖法と人工ふ化法の2つがあるので、その違いをおぼえてね。



天然繁殖法は、サケの産卵する場を設けて、そこでサケの自然交配をうながし、産卵とふ化を行う方法です。サケの産卵・ふ化、稚魚の旅立ちまでの自然環境を整えるといった保護手法のことをいいます



人工ふ化法は、採卵・受精を人の手で行ない、ふ化場のような設備の整った施設でふ化させることです。ふ化した稚魚は人間の手によって川に放流することになります。

1713年(正徳3)に刊行された『和漢三才図絵(わかんさんさいずえ)』に一卵を稲わらに包んで水中の暗い処においておくと翌年には沢山の鮭が生まれると記載されています。サケの天然増殖や人工増殖しサケの回帰性ということと無関係ではありません。こうしたことから、サケの回帰性ということについては、ある程度のことは鮭漁などに関わる人たちの間では周知されていたのではないかと思います。そして、日本における天然増殖法の創始は、村上藩で行なった「種川の制」といわれています。

日本における人工ふ化の創始は、関沢明清(せきざわあききよ)で1873年(明治6)にウィーンで開かれた万国博覧会に日本政府の随員として出張したおりマスのふ化方法に驚き、1876年(明治9)の米国フィラデルフィアのバンコク博覧会で、サケのふ化方法を学び、日本にその技術を伝えたことによります。

《2》天然繁殖法—『種川の制』

※以後、サケの表記を、カタカナ表記のサケより、漢字表記の「鮭」とします。

(1) 村上藩と運上金

江戸時代における村上藩の鮭の保護と増殖については、1619年(元和5)に時の村上藩主堀直奇(なおより)は、家老堀主膳の名で一鮭の子を捕ってはならない。もし捕っている者を見つけて役人に届けた者には、銀一枚の褒美を与えるという高札を立てています。

鮭の稚魚を保護するということは、あらかじめ鮭の母川回帰性を知った上でのことであり、そのための保護施策であったと思われます。

また、直奇は村上町や瀬波町など三面川流域の町や村に、鮭川役、鮭網流役などの雑税を課しています。その後村上城主となる松平氏も同じような税を課しています。

榊原氏になると、三面川の漁場を数分割し、漁場にそれぞれ名前をつけて、漁場ごとに数名の納屋に入札をさせ、その最高入札者を落札者として、その**入札金額を藩に「運上金」として納入**させるようになります。これ以後、三面川の鮭の運上金は、**村上藩の主要な財源**となっていくことになるのです。

その後、村上の歴代藩主は、本多氏、松平氏、間部氏と交代し、1720年(享保5)、内藤氏が村上藩主となりますが、その頃から鮭の漁獲高が激減し、1738年(元文3)には、藩は鮭の入札を停止することになりました。



堀直奇像(ほりなおより)

その後、鮭の漁獲高は回復して 1747 年 (延享4)には入札による運上金も259両となります。しかし、その頃の村上藩は恒常的な財政難にありました。そんな中、鮭漁は藩の主要な産業であり、その収益ともいえる鮭の入札による運上金は貴重な藩の財源でした。当時の村上藩主内藤信凭(ないとうのぶより・宝暦 12 年～安永 9 年 1762～1780)は、この鮭の資源を積極的に利用して、財源の不足を補うことを考えました。



そういえば、青砥という者が、鮭川について意見を出していたな

青砥武平治とは、いかなる者なのか、調べて報告せよ

武平治の考えもつともである。さっそく河川改修をおこなわせよ

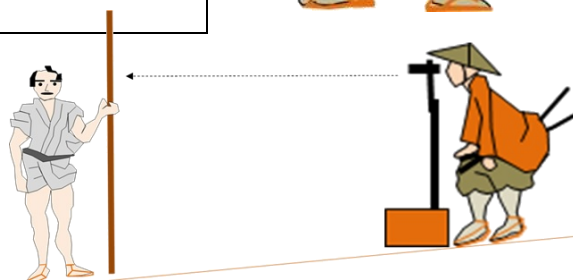
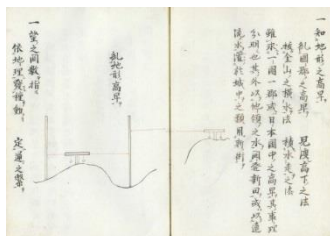
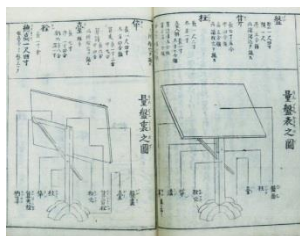
江堰役や郷村役などを務め、わが藩では清水流測量術の免許皆伝者であり、測量術に長け、治水や土木に明るい者でございます。



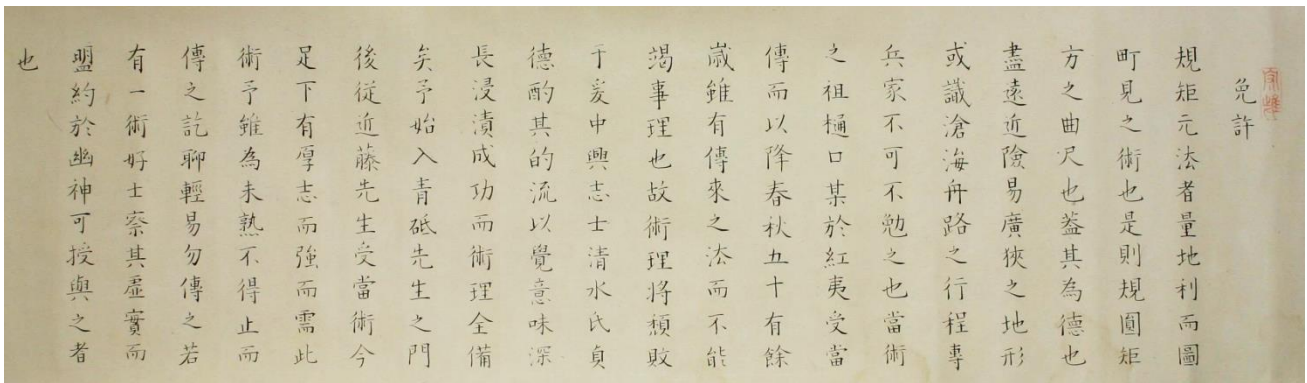
〈2〉 青砥武平治(あおとぶへいじ)

青砥武平治は、1713 年(正徳3)、村上藩士金沢儀右衛門の二男として生まれ、享保年中に青砥正綱の養子となりました。1727 年 (享保 12)に三の間帳付格として三両二人扶持を給されたといひます。以下、武平治の略歴を表にすると次のようになります。

西暦	和暦	武平治略歴	関連事項
1729	享保 14 年	家督相続・郡方見習	
1734	同 19 年	江堰(えせき)役	この頃から鮭の不漁が続く
1737	元文 2 年	職務勤勉につき賞金 300 ^{ひき} 疋賜る	
1742	寛保 2 年	町郷取次役	
1745	延享 2 年	郷村役	「郷村秘要集」を著す
1747	延享 4 年	徒士目付・祐筆格	
1761	宝暦 11 年	三条代官所元方役	
1763	同 13 年	三条代官	
1766	明和 3 年	70 石を賜る	
1773	安永 2 年	江戸出府	鮭川訴訟起こる
1775	安永 4 年		鮭川訴訟・村上藩勝訴
1782	天明 2 年	御役御免	
1788	同 8 年	76 歳・逝去	

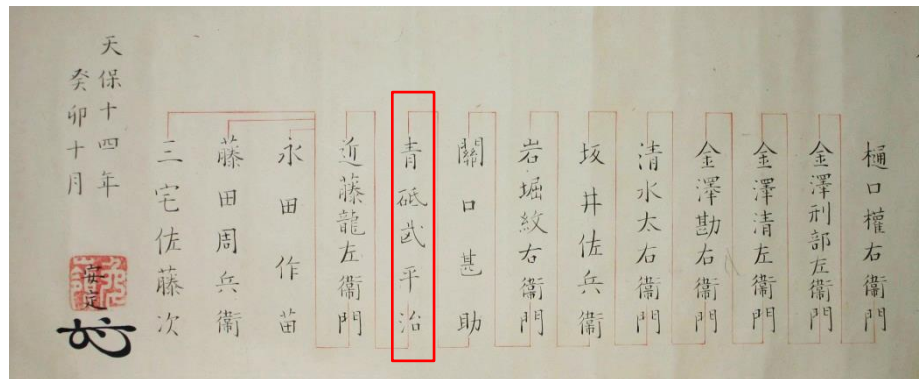


※清水流測量術免許皆伝書(村上市郷土資料館蔵)



清水流測量術とは、江戸時代前半ころ、オランダ人医師カスパーによって伝えられもので、コンパスと定規を使って作図する測量術のことをいいます。

武平治以降は、すべて村上藩士で江堰役など治水関係の役職についています。



1763年(宝暦13)に当時の藩主内藤信凭は青砥武平治の建言を取り上げ、河川の改修に着手したと伝えられています。このとき武平治は三条代官所元方、翌年三条代官に就任していますので、直接河川改修の指揮をとったとは考えられませんが、青砥武平治の嫡男藤吉(のちに江堰奉行を務めます。)もすでに40代半ばであり、父の意思を継いで工事にたずさわっていたと考えられます。

〈3〉宇治家文書と鮭川の変遷

青砥武平治が考案した種川とはどのようなものだったのでしょうか。そのことを知る手がかりの一つに『宇治家文書』の存在が知られています。

この宇治家文書とは、鶴岡の大庄屋宇治勘助が庄内藩に「越後の国村上では鮭漁で種川の制をとり、運上金が増加している。見習ってはどうか」と1797年(寛政9)に献策(上申)したもので、庄内藩ではこの献策を取り入れ、月光川で鮭の増殖を実施しています。

その内容は、「越後の国村上領に下戸川(下渡川: 三面川の旧称)という川があり、ここでは鮭漁が毎年大変盛んでございます。どう方法をとっているのか調べてまいりましたので、左ようにご報告申し上げます。…(略)…青砥武平次というお役人の工夫で御止川という方法を始めましたところ、その後は、次第に鮭がたくさん獲れるようになり、30年ほど前には、30~40両くらいの運上金になり、ますます鮭漁の稼ぎが多くなった由でございます。

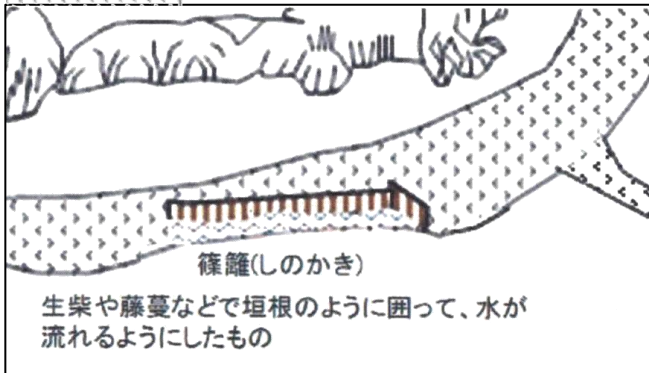
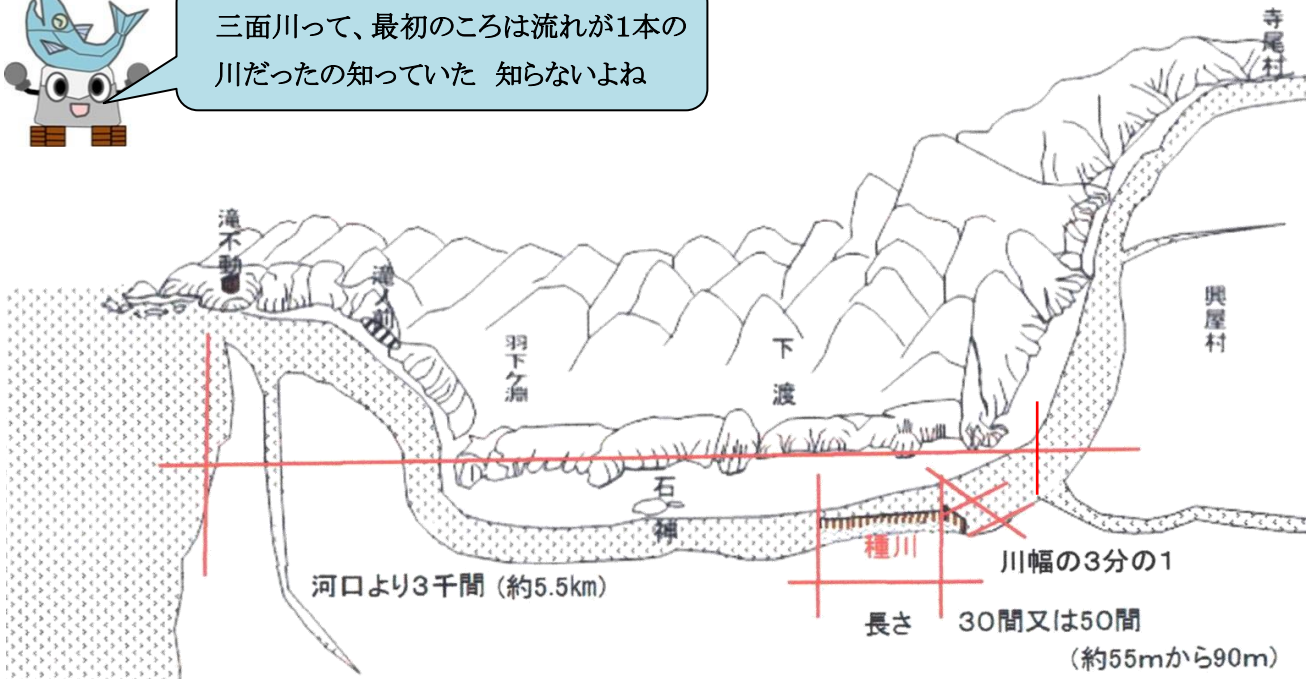
この方法を種川といいますが、それはこの川は、どの場所でも石底の川ですので、鮭が子を産卵する川の瀬に毎年場所を選んで、川幅の3分の1ほどに、長さ30間または50間くらいの場所に杭を打って生柴や藤蔓などで水が流れやすいように囲い、川下は鮭が入りやすいように開けておきます。そのようにすることを種川と称して御止川に指定して番人をおいております。そして春3月になって鮭の子が川を下る季節には川漁を一切禁じておりますので、ますます鮭がたくさんになった由でございます。」というものです。

※鮭川の変遷—1 青砥武平治が考案した種川

この当時の三面川は、現在とは異なり、川の流は1本であったことが、他の史料などでわかっています。これらのことから青砥武平治が考案したという種川を想定した図が下の絵になります。



三面川って、最初のころは流れが1本の川だったの知っていた 知らないよね



- ①川底に杭を打って、籐籠が流れないように固定。
- ②川床は小石や砂礫などで整備して、産卵床とする。
- ③この籐籠で仕切られた流れを種川としたと考えられる。



今の三面川を見ると1本の川ではないけれど、「種川」という言葉を聞くと、鮭の回帰性を発見したのも、種川に関すること全部を青砥武平治が行ったことだと思っていたけれど、どうなのかな？
そのへんのところをもっと知りたいと思うのでお願いします。

内藤信凭の後を継いだ信敦(のぶあつ)は、殖産を奨励し、領内の空地に桑、楮、漆、茶等を植えて殖産興業を推進することによって、藩の収入を増やすとともに、藩の財政を豊かにすることに努めました。

鮭漁についても特に注意を払い、1794年(寛政6)には、御境より瀬波間の大川筋及び山辺里川その他塩町裏より大瀧寺に至る小川において、寒中より四月に至る間鮭児(けいじ・鮭の子)の捕獲を禁じ、児童が犯した場合はその親を罰すると規定しました。



藩の経費もかさむばかり。何とか米以外の特産物などを奨励して、藩の財政を豊かにしなければ……。養蚕を盛んにするには桑の木を増やし、和紙の生産を上げるには楮の木を、堆朱を盛んにするには漆の木を、お茶の販売を高めるためにお茶畑を……。そうじゃ!! 鮭を増やすためには、今よりも種川を広くし、稚魚の保護と増殖を図ればよいのじゃ……

信教は、1796年(寛政8)には、治水の道に練達した藩士斎藤水右衛門を江堰掛に登用して、川を2本に分ける河川改修工事を行い、1本を種川にあて、他1本を水利用の流れとしました。

その後、さらに河川の改良を行い、1808年(文化5)には、これまでの2本に加え、もう1本の川を別に掘って3本とし、芝居股及び堀川を種川として、鮭の産卵を安全なものとしたとあります。

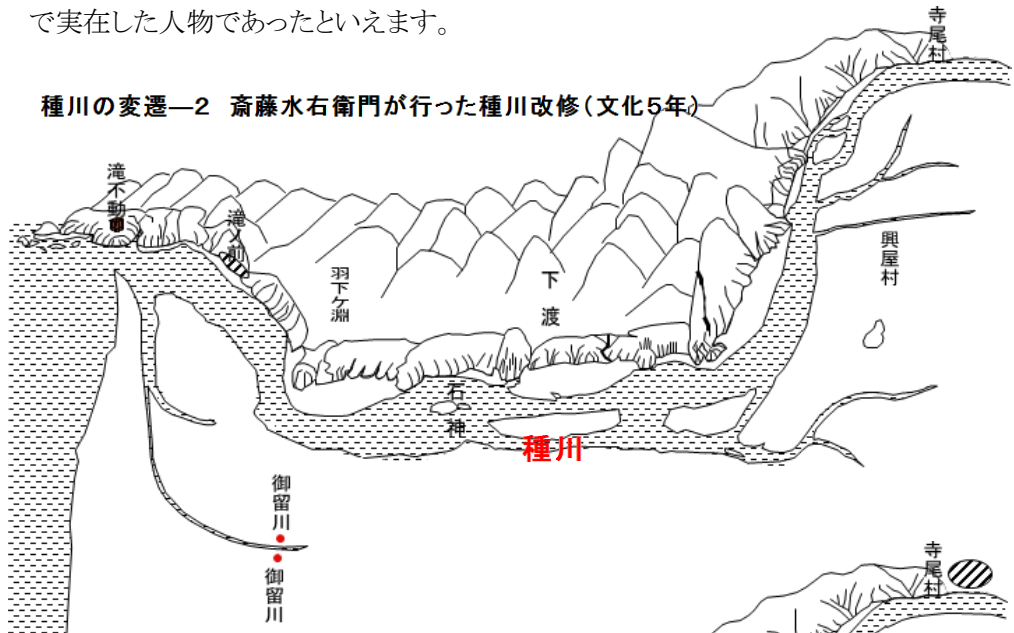


この改修の結果、種川は2筋の流れとなり、出水の場合に対する種川の保護と治水の便という両方の課題が解消されたといえます。

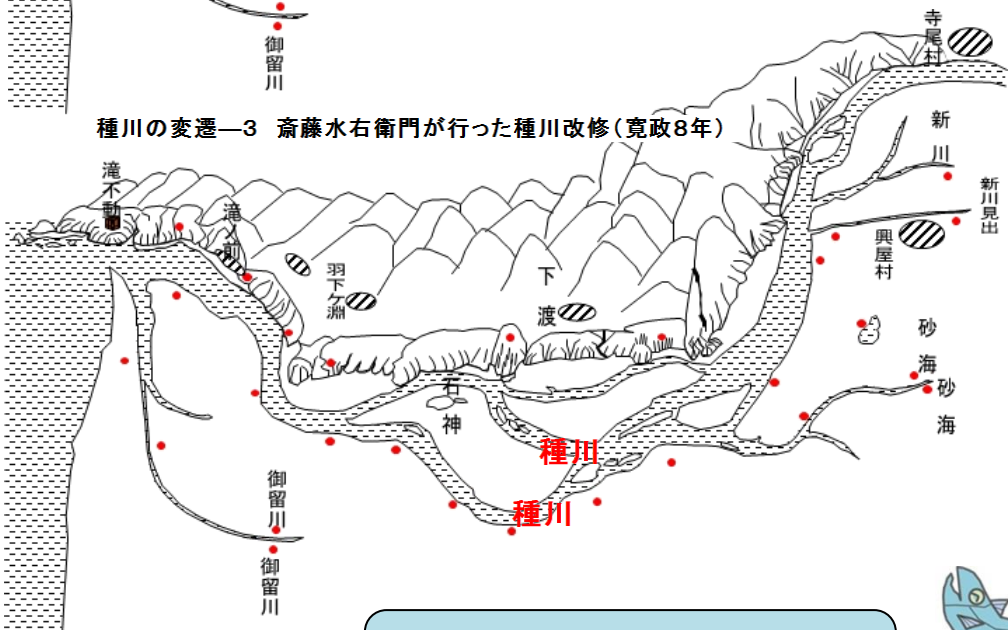
種川は、青砥武平治から青砥藤吉、そして斎藤水右衛門によって完成するまで約33年間の月日が費やされてきたといえます。

斎藤水右衛門。羽黒神社宮司江見啓斎けいさいの日記[『江見啓斎翁日記』文政8年11月10日の条に、「昼前江堰役斎藤水右衛門殿(名乗 直政 行年六十三)被参 (略)」とありますので実在した人物であったといえます。

種川の変遷—2 斎藤水右衛門が行った種川改修(文化5年)



種川の変遷—3 斎藤水右衛門が行った種川改修(寛政8年)



青砥さんや斎藤さん、堰役の人たちみんなの力が種川を造ってきたんだね ● 鮭漁場



〈4〉種川の管理・保護と統制

村上藩の川の管理と保護、特に鮭の稚魚の保護については、

●堀直奇(ほりなおより) 1618年-1639年(元和4~寛永16)が藩主のとき「鮭の子を捕ってはならない。取っている者を見つけて役人に届けた者には、銀1枚の褒美を与える」という高札を立てています。

●榊原政倫(さかきばらまさとも)・勝乗(かつのり)の代には、三面川の漁場を分割して、納屋衆に入札をさせ、落札者に入札金額を「運上金」として藩に上納させるようにしています。

※村上藩の川支配



藩では、種川を守っていくための管理や保護のための組織を整えるとともに、禁止令や罰則などを設けて、取り締まりも厳しくしていました。

鮭の子を捕ることを禁止しているけど、それだけ多かった？食べてしまうのかな？



イ、「種川の管理」については、

- ①藩では、洪水などに際して、川の流れが変化した場合などには、河川の修繕普請(=工事)を容易にするため、堰奉行立合いの上、漁場境等の取り決め、さらに工事に使用する木材等はすべて藩林よりの伐採・供与としました。
- ②工事に使用する人夫は、一日米七合五勺^{ななごうごしゃく}を給与したといえます。さらに、川廻りと称する監督二人を置いて営繕監視の役に任じたといえます。
- ③これらを担当する役職として、このために江堰役、山林役という行政機関がありました。
 - ・江堰役は、田地の用水や城郭の堀に引き入れる水源の確保、河川の堤防の管理、修復などに関する職務を行います。
 - ・山林役は、藩有林の木材や水源涵養林などの管理を行います。
- ④江堰・山林役の上役には代官と郷村奉行がありますが、堤防普請(工事修復)に際しては、江堰奉行が目付と下役を従えて普請工事の現場にいきます。
- ⑤目付や下役など役人の下に民間の日雇頭がいて、江堰奉行の意を受けて人足の徴収や用材の確保、費用の経理にあたりました。このように河川の管理は主に藩の直轄事業として行なわれていたようです。

ロ、「種川の保護・統制」という面については、

- ①種川では魚などの乱獲禁止の制札で告知するとともに、特に鮭の稚魚がふ化する寒中から翌年4月(旧暦)までの捕獲を禁止しています。
- ②御境より瀬波間の大川筋及び山辺里川その他塩町裏より大瀧寺に至る小川において、寒中より四月に至る間稚魚の捕獲を禁じ、児童が犯した場合はその親を罰すると規定しました。
- ③稚魚の保護のため、種川の両岸に番小屋を建てて警備にあたりました。この警備を担当したのが、同心組頭をはじめとした同心20数人です。
- ④種川の鮭を獲った者は入牢30日(牢屋に入れられる)、種川以外漁場で鮭を盗んだ者は手鎖20日などの刑罰も規定しています。

種川の整備とともに藩の組織体制も次第に整ってくるようになったと思われます。

【3】漁場の入札と運上金制度

(1) 入札と運上金上納の概略



運上金制度ってなんだろう？

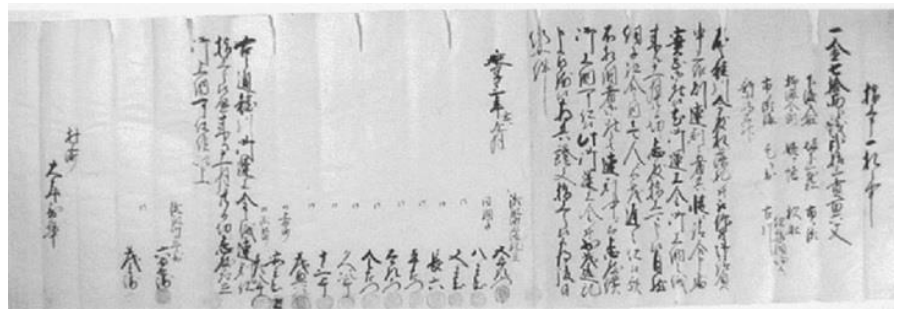
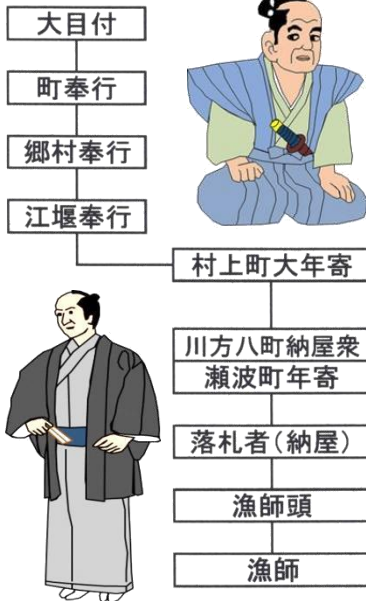
種川を整備して鮭が三面川にたくさん帰ってくるようにする理由について説明するよ。少し難しいけれどもがんばってね

漁場の入札と運上金制度は榊原氏治政の1689年(元禄2)に採用されたといわれています。享保5年以降内藤氏治政になると、河川の改修によって種川が整備され、鮭川下流域の運上場と定め落札者に運上金として納入させるという仕組みも確立され、以後村上藩にとって重要な財源となりました。

この運上金制度を簡単に説明すれば、以下のようになります。

- イ) 鮭の管理と入札を仕切るのが江堰(えせき)奉行という藩の役人です。
- ロ) 入札業務は、町役所の責任者の村上町大年寄が藩から請負います。
- ハ) 大年寄(町役所)が最終責任者となって運上金の徴収を代行します。
- ニ) 入札に参加できるのは、原則として川方八町(小町・庄内町・久保多町・片町・上片町・加賀町・塩町・肴町)と瀬波町の納屋衆でした。
- ホ) 落札者(納屋)は、漁師頭を介して各漁場での漁師の編成を行い、漁場ごとに鮭漁を操業する。

鮭の回帰率は不定ですので、豊漁の年もあれば不漁の年もあります。その意味では、藩も落札者もリスクを負うこととなりますが、後になると、運上金の納入については入札者と大年寄(町役所)との連帯責任とします。なるべく藩のリスクを少なくしようとする意図からであったと思います。



右の通り鮭川の運上金について連判し十一月二十日かぎり取り立て上納する。

同 網子 八兵衛
同 五兵衛
同 長六
同 平右衛門
同 太左衛門
同 金右衛門
同 久次郎
同 十三郎
同 茂惣次
同 同春町 安之丞
同 瀬波町彦八郎

右の漁場はこのたび私が落札し請負ことになった。運上金は来る十一月二十日まで必ず上納する。網子組合の者、一人たりとも遅れるようなことはせず、間違いをおこさせない。そのため証文をさしあげる。

瀬波町落札主
五郎左衛門

※上の文書は1746年(延享3)と比較的早い時期ですが、落札主と網子などの連名に、瀬波町寄の添書を加え、村上町大年寄に運上金上納の約する証文を提出していることがわかります。

その後、落札者及び網子は、田畑を質に入れてもとか、町年寄は家財を質に入れても運上金を上納する旨を証文に加筆しています。それだけ藩も運上金の納入にはきびしかったようです。

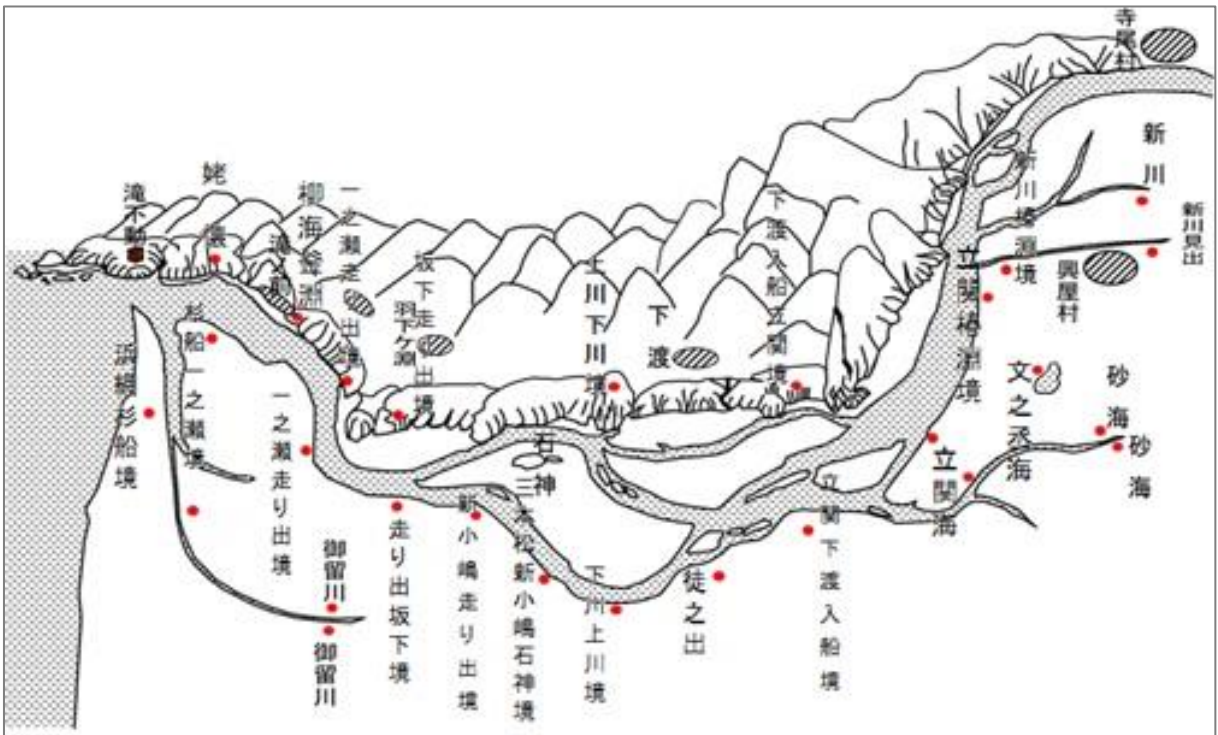


三面川の鮭の収穫を、対象に入札させて、最高入札者に鮭漁の権利を与え、藩は入札金額を納めさせるということなのかな。だから、鮭が運ぶ運上金ということ……。

〈2〉鮭川絵図(漁場絵図)

鮭の入札に先立ち、毎年図面師によって川の様子や魚場などを示した「鮭川絵図」が描かれていました。下図は文政13年に描かれた鮭川絵図で、●部分が漁場を示します。

なお村上藩の場合、すでに述べたように、河川の堤防管理、修復、田地や城郭堀の用水の水源確保等を行うのが江堰奉行の職務でした。また、江堰奉行の上役は代官と郷村奉行でした。



上記の文政13年の鮭川絵図(漁場絵図)には、25カ所の漁場が記されています。この漁場については、毎年同じではなく、年によって変わる場合もあったようです。

ただし、入札については、この漁場全体の対象とし入札額が決められ、その中で最高入札額を出したものに落札されたのです。

〈3〉落札者と運上金高

















鮭川内見会といっ
て、三面川の状況を下
調べするそうだよ。
でも料理は豪華でお
いしそうだ…

※鮭川内見会(川見分)

①鮭漁の入札に先立ち、村上祭りが終わった頃、村上町大年寄、川方八町年寄、瀬波町年寄、日下組庄屋、網元などが鮭川の三面川の漁場や種川などの様子を下検分(調査)したのち鮭川絵図を作成します。

②作成された絵図を基に、藩役人と協議の上、「鮭川入札の覚」を作成します。入札条件等を決定する大切な下見でした。そして、これまでの慰労と鮭漁の豊漁を願っての会食となります。

この席には、藩からは江堰奉行や江堰役の役人、町方からは村上町大年寄、川方八町の納屋衆などであったと思います。このとき藩役人に供された料理を下に示しました。この献立を見ると、鯛、鮎、牡蠣かきなどこの時期にふさわしい食材が使われていることがわかります。

鮭川内見会の昼食献立				鮭川内見会の夕食献立			
							
牡蠣のあんかけ	鯛の味噌漬け	鯛の三杯酢	鯛の押し寿司	膾(なます)	酢の物	鯛(切焼)	小鯛
							
盛り皿	硯蓋	焼鮎		硯蓋	盛り皿	汁	

なお、料理のサンプルについては、村上市郷土資料館で、当時の文献をもとに作製したものです。

※鮭川の入札



鮭川内見会が終ると、9月ころになると、鮭漁の入札が行なわれることになる。
でも、その頃って、まだ鮭は三面川には帰ってきていないのに、入札するのだよ。

ここでは1805年(文化2)から1839年(天保10)間の落札者と運上金額を表にします。

落札者の住所を見ると、川方八町と瀬波町に含まれる町内です。

この入札の時期、鮭はまだ帰ってきていませんので、不漁になって見込が違ったりしたら大損することもあったはずです。入札に参加する納屋衆もリスクはあったと思います。

						単位(両)	
和暦	金額	落札者住所氏名		和暦	金額	落札者住所氏名	
文化2	877	久保多町	猿沢屋左左衛門	文政2	538	庄内町	為七郎
同3	875	肴町	茂助	同3	875	肴町	長兵衛
同5	652	庄内町	定七	同4	1,411	肴町	長次郎
同6	350	瀬波町	平右衛門	同5	1,591	肴町	長次郎
同7	310	肴町	與左衛門	同6	968	久保多町	本田佐衛門
同8	335	久保多町	勘兵衛	同7	1,291	肴町	與左衛門
同9	410	上片町	長八	天保4	1,550	庄内町	惣右衛門
同10	362	肴町	茂吉	同7	1,228	肴町	安平衛?
同11	391	肴町	茂右衛門	同8	1,355	久保多町	奥之丞
文政1	1,317	肴町	助五郎	同10	1,775	加賀町	久蔵

(4) 漁場書付の写し(江見啓斎翁日誌)

落札者である納屋衆は、元来商人ですので、落札した漁場から漁獲した鮭は、独占的に市場に運搬して販売する権利を持ちます。

実際の鮭漁については、河川流域の漁師が行なうこととなりますが、落札した納屋(商人)から漁師が鮭漁を請け負うというようなものであったのではないかと思います。



納屋が落札して、鮭漁を漁師が請け負うけれども、その納屋と漁師との関係はどのような仕組だったのだろうか・・・？

そこで、『江見啓斎翁日誌』の中に、9月または10月の条に、納屋(入札者)よりの漁場書付の写しとして、漁場名と漁師及び買上それぞれの名前が記されているものがあります。その中から文化9年と文政1年を一覧表にしたものを下に示します。

この両年ともに漁場の数は21カ所と同じですが、漁場名については多少異なっています。これ以外の年についても幾分異なる名前が出てきますので、年によって漁場の変更などはあったと思います

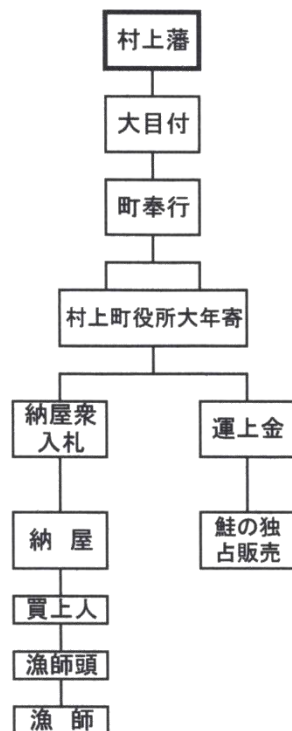
漁場名と居住地と漁師名が記されていますが、この居住地を見ると、瀬波町、羽下淵村、興屋村、寺尾村、宮ノ下村、新保村、十川村、岩沢村など村上町以外の三面川流域の村々に渡っていることがわかります。

文化9	1812		文化15(文政1)		1818
漁場名	漁師	買上	漁場名	漁師	
横引	彦次郎	太兵衛	横引	瀬波町	六兵衛
大綱	平兵衛	平六	寺股	岩沢	次郎吉
寺股	与五右衛門	与左衛門	下大綱	羽下淵	平兵衛
下芝居	吉蔵	定右衛門	中大綱	羽下淵	平太郎
中芝居	市右衛門	重右衛門	上大綱	羽下淵	仁左衛門
上芝居	与左衛門	三次郎	石神股	新保	兵右衛門
芝居股×切	小平次	甚六	上石股	宮下	源右衛門
石神下	嘉左衛門	久蔵	三本松居繰	新保	熊次郎
石股	由右衛門	源右衛門	新×切	寺尾	清三郎
見出し	熊次郎	又右衛門	下芝居股	寺尾	市右衛門
大×切	清助	八右衛門	中芝居股	宮下	市之丞
欠上り	孫兵衛	永六	上芝居股	鶴渡路	久助
白沢	金四郎	儀左衛門	大×切	中新保	長次郎
弁天	重助	権之助	入船居繰	岩沢	幸七
中新川	太次兵衛	仙右衛門	白沢居繰	岩沢	六右衛門
上新川	清左衛門	弥五兵衛	欠上り×堀	十川	仁左衛門
樁	権蔵	源三郎	下新川	中嶋	長左衛門
瓜割	長吉	平八	樁大綱	古渡路	清助
山股	助次郎	庄八	上新川	興屋	又助
御境	善太郎	惣次郎	樁居繰見出し	興屋	与左衛門
内河	藤吉	金右衛門	瓜割上山股	宮下	善四郎



漁場をたくさん設けるということは、漁師に操業の場所を多く提供するという事なのかな？
それともより多くの鮭を捕るためのものだったのでしょうか？

右は鮭の入札から鮭漁まで、どのような仕組(組織)だったかを考えてみたものです。



この表の漁師名とは「各鮭漁場で操業に携わる漁師の長」、買上とは「各鮭漁場において鮭の買上と操業の監視を行うために納屋から派遣された者」ということです。

納屋は鮭川(三面川)の経営体制として、買上を派遣して操業の監視と鮭の集荷を行なわせ、漁師頭を通して労働力(漁師)編成と操業を行なわせるというシステムを採用していたといえます。漁場によって大小があったとようですので、漁師頭の下に従事する漁師の数も異なっていたと思いますが、これらの多くは流域の農村から農閑期を利用して出てくる農夫を漁師として雇っていたといわれています。

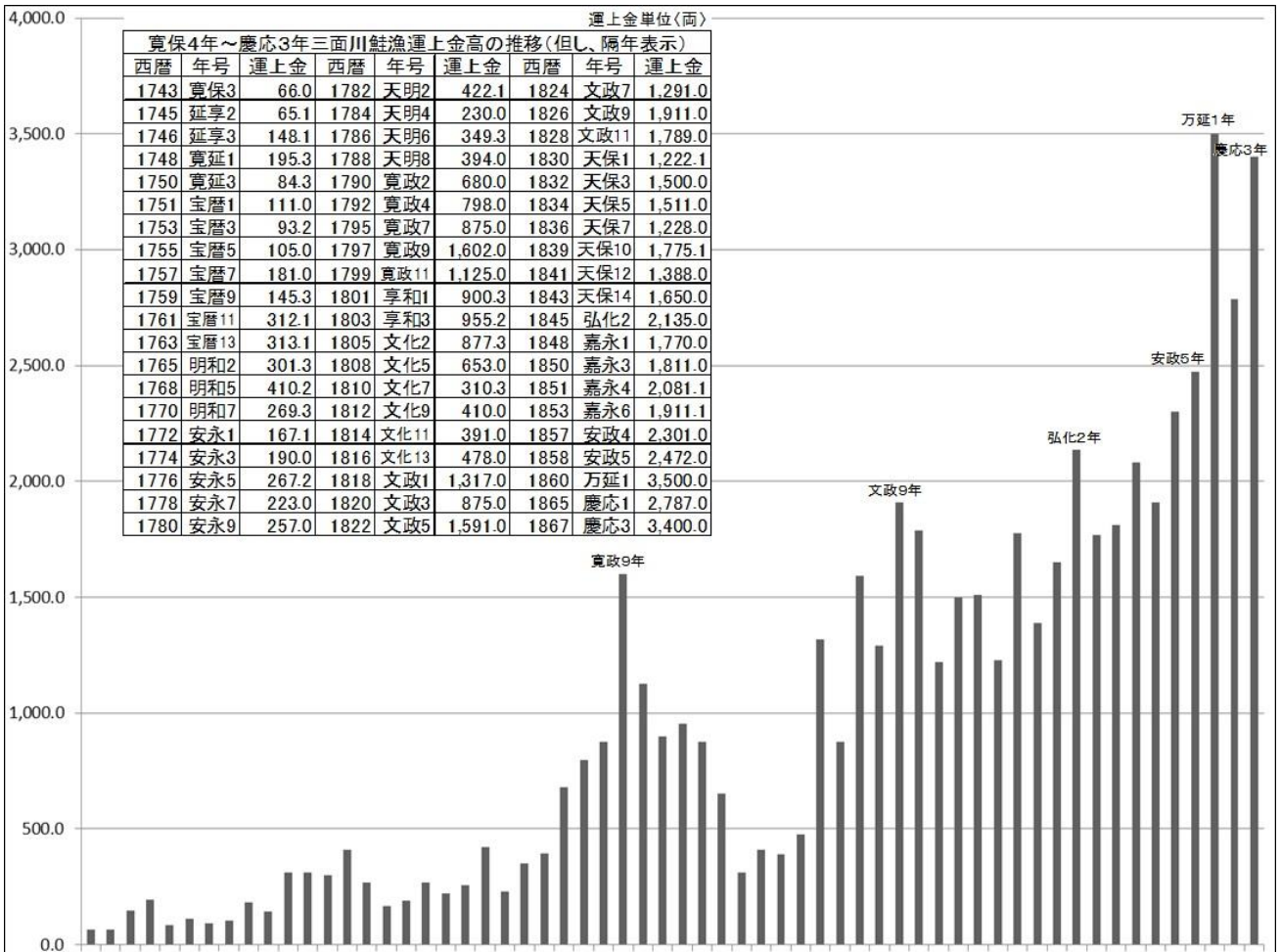
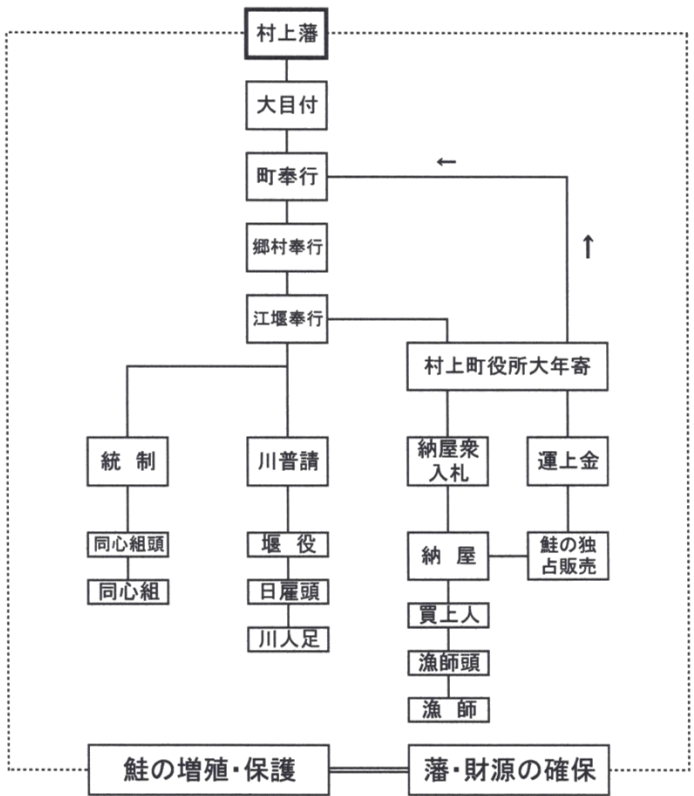
〈5〉制度としての「種川の制」

種川の制は鮭資源の保護と増殖を目的としたものでしたが、背景には、藩財政の窮乏と財源の確保という面がありました。

下の表とグラフは、鮭漁の運上金高の推移を示したのですが、このグラフの推移をみても、その結果は明らかなものです。

このようなことから右のような組織図を作成しましたが、種川の制とは、この鮭資源の保護と藩財源の確保の2つが機能していた制度であったという気がします。

どちらかという、鮭の保護・増殖だけをとらえて種川の制と思われがちですが、藩による〈保護増殖〉と藩と町役所、入札から運上金上納までのシステム〈藩財源の確保〉の2つが、1つの制度として成立していたということを考えなければ、全体としての「種川の制」という制度は見えてこない気がします。



【4】村上鮭産育養所と人工ふ化

〈1〉明治政府と三面川

藩政期、三面川は村上藩領として藩の所有ともいえるべきものでした。種川などの河川改修などの管理・営繕、鮭の漁業権の入札・公売、鮭漁の統制なども藩の所有であることからできたものと思われます。

しかし、明治維新によって誕生した明治政府は、これまで各領地の利害等に基づいて個別に行われていた治水事業を改め、重要な河川は国費で直轄事業として行なう方針をうちたてました。村上藩においても、明治4年の廃藩置県により、三面川は明治政府の管轄・管理となりました。

その後の種川等の経緯については、旧村上藩士族により「村上鮭産育養所」が設立された1882年(明治15)前後に刊行されたものと思われる。『三面川鮭魚場沿革概要』をもとに表にしました。

年号	摘 要
明治5年	1ヶ年を限り河川営繕を自弁することを条件とする入札に参加し、高額にて落札する。
同6年	前年落札高に1割増金をもって向こう5年間の請負を願い出るが1ヶ年の請負許可となる。
同7年	前年に5厘増の税金をもって永年請負を願い出るが、回答なきまま明治10年に至る。
同10年	新潟県より水面拝借(鮭漁請負)の取消と県税賦課の達しあり。
同年	御境より瀬波港の間において、堤防営繕を受け持つ条件を付加して再度願い出る。
同年	3月、県令永山盛輝より漁業許可が出る。
同15年	4月、旧村上藩士族をもって鮭産育養所を設立して、その経営にあたる。

※村上藩から村上鮭産育養所へ

藩政期、青砥武平治が考案した「種川」は、内藤村上藩5代藩主信凭(のぶより)によって取り上げられ、6代藩主信敦(のぶあつ)の命を受けた斎藤水右衛門によって完成されました。

そして、明治維新後は、様々な曲折を経て、三面川の鮭漁及び種川の管理運営は旧村上藩士族で構成する村上鮭産育養所に移行していきました。

その後、村上鮭産育養所は、それまでの天然増殖に加え、人工ふ化にも成功して、莫大な収益を上げることになります。



上の図のように、明治維新によって村上藩はなくなったけれども、村上鮭産育養所というのは旧藩士の団体。呼び方が変わっただけのこと・・・？

明治維新後も村上は、藩政期の身分意識が色濃く残り、旧士族の町「村上本町」と旧町人の町「村上町」とに分かれ、役場も2つ、学校も2つという時代がしばらく続くことになります。

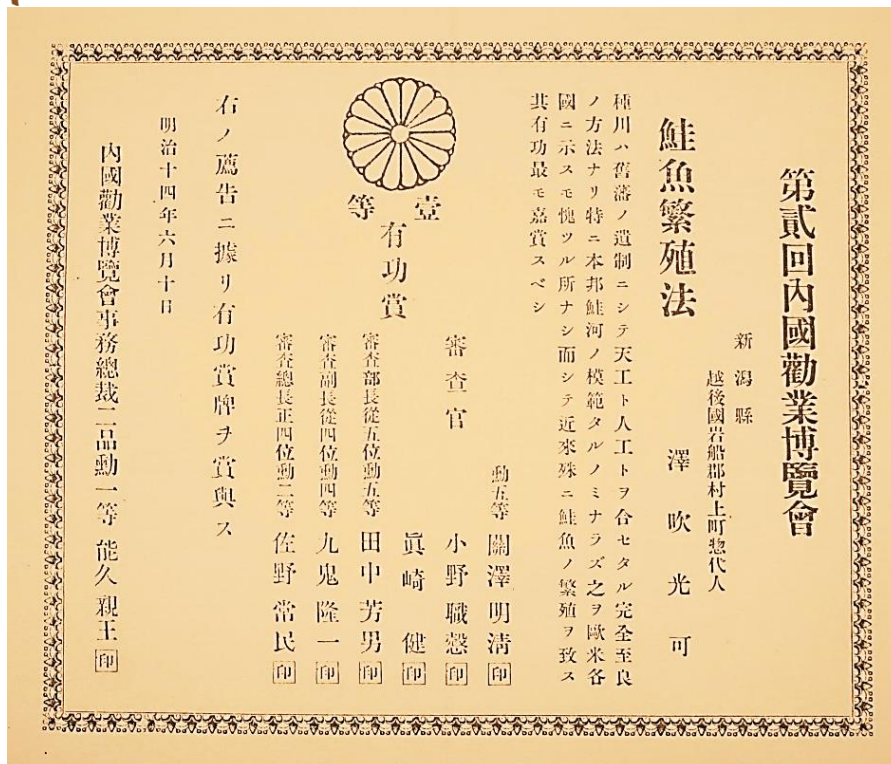
でも、育養所の鮭による収益は、士族の町・村上本町の財政を支えるほどのものでした。また、士族の子弟の教育に対しては小学校や中学校の設立、中でも優秀な子弟には奨学金を支給し、多くの人材を世に送り出しました。こうした奨学金で育った人たちが、やがて村上に帰って郷土の発展に尽くしてくれるだろうという願いをこめて「サケの子」と呼ばれました。このように村上本町にあっては中心的な団体であったわけです。

〈2〉第2回内国勸業博覧会



この年の博覧会は、明治14年3月から約4ヶ月間、上野公園で開かれたのじゃ。この博覧会は、物品を一堂に集めることによって、その優劣が明らかとなり、出品者の向上心や競争心を刺激して、国の産業増進を達成することが目的であった

第2回内国勸業博覧会には、村上からも、堆朱・お茶・鮭などに関係したものが出品されました。その中で、当時の鮭魚場や鮭漁、そして種川の天然増殖・人工ふ化に関する出品もありましたが、鮭魚繁殖法として「壹等有功賞」を受賞したのです。そのときの賞状のコピーが以下です。



これまでの苦勞や実績が認められたということですね。次にその時出品された絵を3枚ほど見てもらいます。

ここで、興味深いのは、左に拡大してありますが、そこに「天工ト人工トヲ合セタル完全至良ノ方法ナリ略」とあることです。つまり、種川による天然増殖とふ化場による人工増殖という2つを並行して行っていたということです。

鮭の人工ふ化については、村上が世界に先駆けて成功させたといわれていますが、それまで蓄積されてきた天然増殖の知識や技術を受け継いだ育養所は、そのノウハウを活かして、鮭の人工ふ化を成功させたということになります。

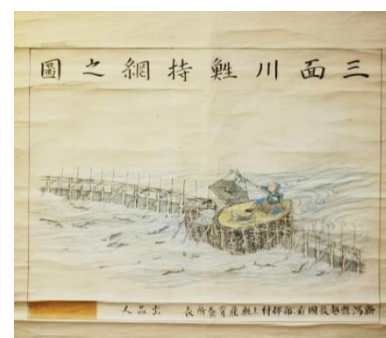
これらの実績が勸業博覧会における受賞理由となったことは間違いのないことです。江戸時代から営々と継続してきた鮭の増殖と保護事業が国内的に初めて評価を受けた博覧会ではなかったのかと思います。

まさに村上藩士であった青砥武平治が種を蒔き、斎藤水右衛門が耕し、その旧藩士の流れをくむ村上鮭産育養所の人たちが、さらに創意と工夫を重ね、人工ふ化を成功させたということもできます。

※国内勲業博覧会に出品された鮭の図(掛軸) 絵では鮭を「鮭」と表記している。読み、意味同。



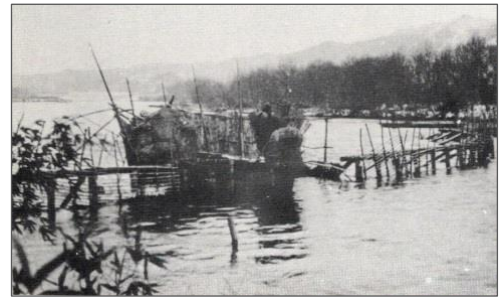
上の絵(掛軸)は、当時の上は養殖場(種川)を描いたものです。
 左中ほどには大漁のぼりが見えます
 下の絵3枚のうち、上は、お濠い(おさらい)といって、種川の鮭を大網で捕獲しているところです。漁獲された鮭は、旧士族700戸の家庭への2尾配当分、漁師頭や漁師の取り分となりました。
 下の2枚は、代表的な鮭漁、居繰網漁と持網漁の様子を描いたものです。



この当時、写真やビデオなどない時代であったから、こうして絵を描いて、それを博覧会に展示して、種川の様子を伝えたのだ。生き生きとして良く描けているだろう

〈3〉明治時代後半から昭和前期の鮭漁の様子

左は止め簀すといひ、流木などで流されるので頑丈につくり、日夜川廻りによって修理されました。右は持網漁場の様子です。

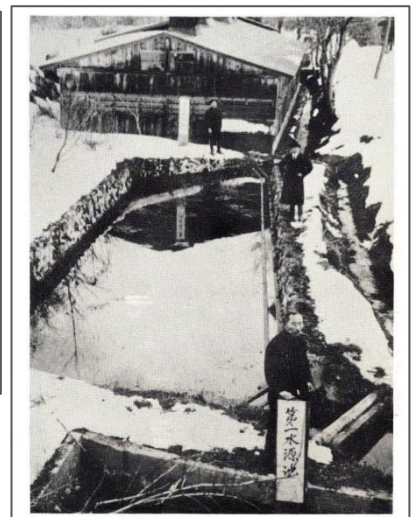
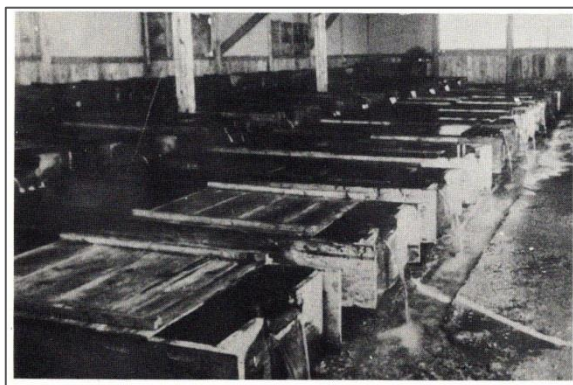


左は大漁のぼりを記念して立てます。

右はお浚きらいいの鮭で、旧土族家庭に配分するのでしょうか2尾ずつ並んでいます。



左はお浚きらいい鮭で競売されます。立っている男の人は下見をしているのでしょうか。右は瀬波町の通りは鮭であふれています。



上は人工授精をしているところです。下は採卵盆と育苗皿です。

①上は人工授精された卵が運ばれるふ化場の内部です。

②育苗皿10枚1組として、ふ化場に運ばれ4組づつ水槽に入れます。

③ふ化場でふ化した稚魚は養魚池に移されます。稚魚は3月末、堀ぞいの小川に放流され三面川本流に出て海へ旅立ちます。

上は養魚池です。

このふ化場と養魚池は最初は堀片にありました。その後、三面川の近く、泉町辺に移ります。

〈4〉公売漁場と種川漁場

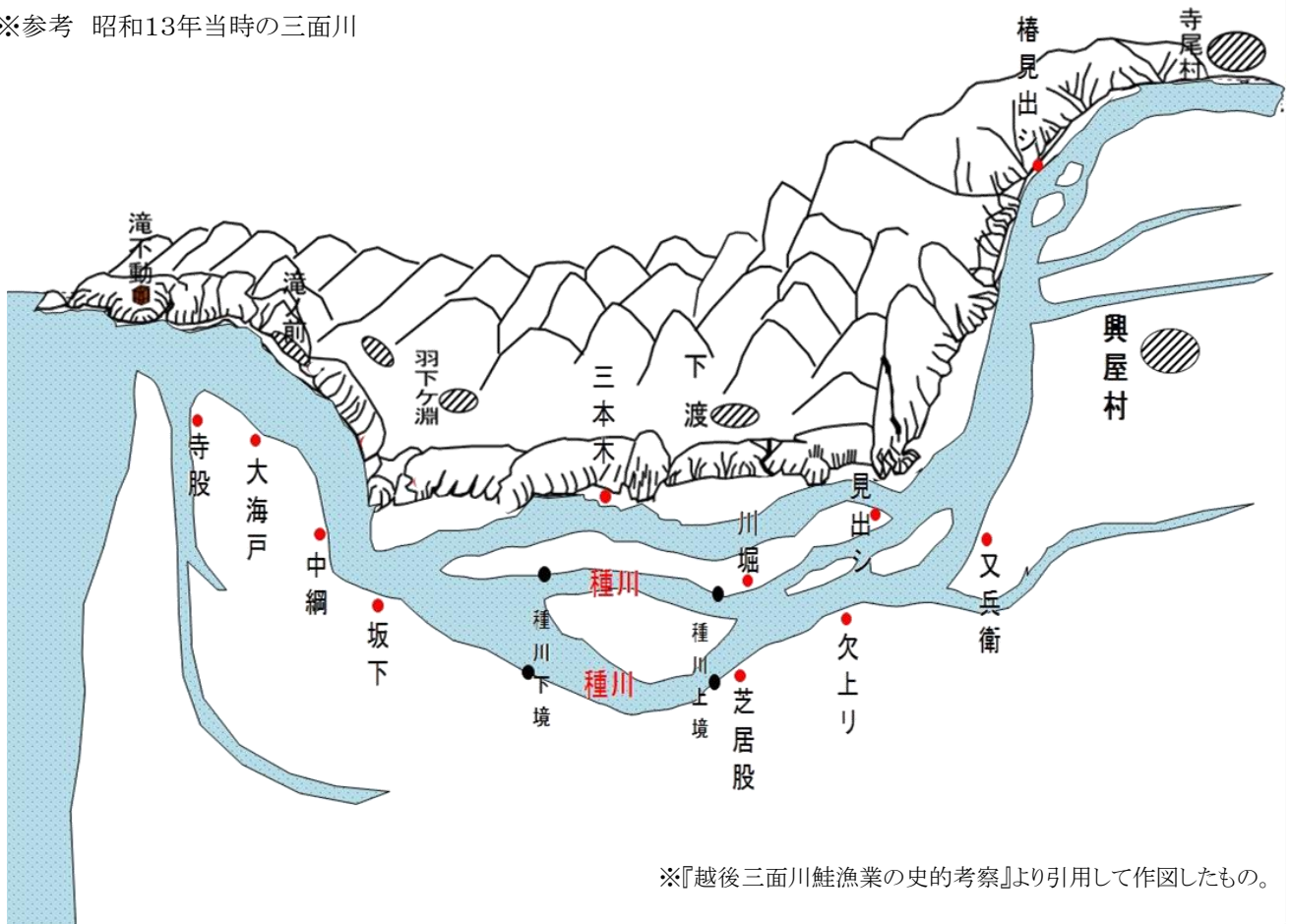
1882(明治 15)年4月、旧村上藩士士族等は、三面川鮭漁業の基礎を強固にするため、漁業経営の組織を改め「村上鮭産育養所」を設立しました。ここでいう漁業経営とは、鮭の増殖を図り、漁獲量の安定と向上を目的とした事業を行なうということでした。

村上藩で行なっていたことを村上鮭産育養所が引き継いだだけのことなのでしょうか？そこでその点について比較してみたいと思います。

	旧村上藩	村上鮭産育養所
鮭漁漁場	漁場は20数カ所に分けられていた。	漁業を主とする「公売漁場」と増殖を主とする「種川漁場」に分ける。
鮭の入札	納屋衆による入札で、落札者は漁獲された鮭を独占的に販売する権利を有した。	公売漁場については、漁場ごとに希望者を募って毎年競売を行なう。競売(入札)の対象となる漁場は8カ所くらい。
お 扱い 分配	記録なし	種川漁場については、総水揚げの1割を漁師、残りは戸数 700 戸の旧士族に対して1戸2尾宛で約 1,400 尾。残った鮭については競売に付した。

村上鮭産育養所は、旧藩から引き継いだ鮭の天然増殖と漁場の入札制度に手を加えながら、収益の向上を図るとともに、1878 年(明治 11)、人工ふ化法を導入して、その成功に至りました。青砥武平治から斎藤水右衛門を経て、約 100 年の道のりであったといえます。

※参考 昭和13年当時の三面川



※『越後三面川鮭漁業の史的考察』より引用して作図したもの。

〈5〉村上鮭産育養所の盛衰

右の表は、明治5年～大正9年までの鮭の漁獲数と公売金額を表にしたものです。

明治8年から明治19年は17年の73万尾という大豊漁をピークとして10万尾以上の年が続いていたことがわかります。

その後は8万尾から2万尾前後を推移します。そして大正時代に入ると次第に漁獲数が減少していくことになります。

公売金額もその年の漁獲数に応じて変動していますが、大豊漁の73万尾のときは9,524,000円、不漁だった大正5年は1,851尾で8,840,000円でした。

大量の年は安くなり、不漁の年は高くなるということで、現在と変わりありません。

この漁獲数をグラフにしたのが右のグラフです。明治17年の豊漁がいかにも大漁であったかということがわかれると思います。なお、数値については3年おきの漁獲数をデータにして作成してあります。

青砥武平治が考案し、斎藤水右衛門によって完成された種川の制によって、自然産卵と稚魚の保護を図り、鮭の増殖に努めました。その意思を継いだ村上鮭産育養所はさらに人工ふ化に成功し、鮭の回帰率の向上に努めたことの結果でもあります。

しかし、大正時代に入ると次第に漁獲数は減少していきます。その要因の1つに、沿海漁業の発達による鮭の沖採り率が增大し、反面、母川回帰率は減少していきました。

つ

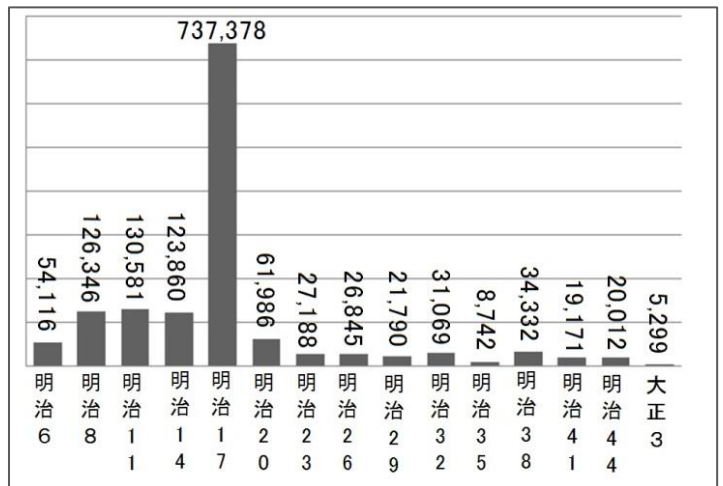
しかし、こうした時代の流れに有効な対応策を打ち出せなかったともいえますが、江戸・明治の2つの時代を通して、三面川流域の納屋衆や商人、実際の操業は川漁師という構図であったと考えられます。種川とその漁業形態の中に、主に沿岸や沿海で漁をする海の漁師は、その構図の中に含まれていないような気がします。

鮭漁衰退の要因には、藩政期であれば、海であれ、川であれ、藩権力による統制があったかもしれません。しかし、明治以降は村上鮭産育養所に旧藩が持っていたほどの大きな権限はありませんでした。

現実的に海で捕る鮭が増えれば増えるほど、川に戻って来る鮭は少なくなります。だからといって沖で鮭を捕るなどいえません。結果として海と川との連携がとれなかったことも減少の要因であったかもしれません。

そして、このことは川と海との連携の必要性を暗示しているものであり、その海はさらに世界の海につながっています。むしろこれからは、もっと広く大きく世界の海とつながっていくことが必要な時代となっています。

年号	漁獲数(尾)	公売金額	年号	漁獲数(尾)	公売金額
明治 5		2,823,378	明治 30	14,876	7,884,130
明治 6	54,116	4,500,000	明治 31	10,769	6,162,368
明治 7	67,986	8,420,115	明治 32	31,069	4,357,315
明治 8	126,346	8,600,111	明治 33	6,709	7,672,448
明治 9	113,786	10,555,711	明治 34	25,414	10,390,140
明治 10	114,608	9,100,111	明治 35	8,742	7,007,738
明治 11	130,581	9,800,011	明治 36	26,827	5,306,338
明治 12	110,248	10,285,143	明治 37	11,138	5,196,796
明治 13	177,997	11,000,000	明治 38	34,332	4,534,729
明治 14	123,860	13,884,610	明治 39	34,613	6,633,203
明治 15	511,014	34,035,496	明治 40	34,828	8,537,617
明治 16	71,776	21,446,000	明治 41	19,171	9,634,806
明治 17	737,378	9,524,000	明治 42	25,512	7,535,561
明治 18	147,141	11,091,410	明治 43	86,730	9,296,120
明治 19	59,149	12,600,504	明治 44	20,012	12,397,280
明治 20	61,986	10,344,522	大正 1	48,320	19,434,300
明治 21	82,865	8,728,598	大正 2	20,136	33,841,720
明治 22	45,337	8,786,359	大正 3	5,299	26,073,330
明治 23	27,188	6,136,202	大正 4	2,913	11,480,000
明治 24	43,379	5,533,976	大正 5	1,851	8,840,000
明治 25	37,260	6,280,214	大正 6	0	13,463,000
明治 26	26,845	7,453,872	大正 7	0	2,451,600
明治 27	18,240	6,752,995	大正 8	0	3,318,000
明治 28	48,607	6,335,715	大正 9	0	346,000
明治 29	21,790	11,128,997			



【あとがき】

今回の城下町探検ガイドのテーマを「鮭」としたとき、平成8年に村上で開催された『全国鮭サミット』での記憶がよみがえってきました。種川＝青砥武平治ということに対する疑問—すべて青砥武平治の実績なのか？—というものでした。そして、その疑問が今回の出発点でもありました。

1763年（宝暦13年）武平治が考案した種川の工事に着手します。1808年（文化5年）種川が完成します。これを武平治1人が関わっていたとしたら96歳まで長生きしたことになります。でも武平治は1788年（天明8年）に逝去しています。

このようなことから、本書の副題を「青砥武平治にはじまる種川の系譜」としたのです。武平治～藤吉～斎藤水右衛門そして江堰役の人たち、その人たちの知恵と努力の結果としての種川であることをわかっていたいただきたいと思います。

まだ知られていないこと、調査しきれないことはたくさんあります。斎藤水右衛門についても、『江見啓斎翁日誌』、『村上町年行事所日記』、『越後三面川鮭漁業の史的考察』の中にある「鮭鱒取調答申・新潟県淡水漁業連合会編(明治29年)からの引用文」などの資料にはその名前が確認できますが、詳しいことはよくわかりません。より確実なものにしていくためには、さらに調べていく必要があると思っています。

探検ガイドも6冊目となりました。テーマもその都度、武家町と城、町人町と町家、村上茶、祭り（2回）、鮭と種川、そのたびになるべくわかりやすく、イラストや写真を多用して、ページ数も20枚程度ということで続けてきました。あと残っているテーマは……………。

もう少しがんばってみたいと思います。

平成29年11月11日

村上地域まちづくり協議会伝統文化部会長 桑原 猛

【参考文献】

(あいうえお順)

著 書 名	著 者 名	掲載写真等・掲載ページ	所有・所蔵
サケ・マスに関する文献要約集	浦和茂彦	清水流測量術免許皆伝書 p5	村上市郷土資料館
サケ — つくる漁業への挑戦	佐藤重勝	延享3年鮭漁請負添書 p9	同上
サケが生まれた川に帰る謎	上田宏	文政13年鮭川絵図 p10	同上
サケの未来学	北海道新聞	鮭内見会料理サンプル p11	同上
越後三面川鮭漁業の史的考察	伊豆川浅吉	三面川鮭養殖場之図 p16	村上天跡保存会
温暖化とサケの母川回帰	浦野明央	三面川鮭渡之図 p16	同上
最新のサケ学	帰山 雅秀	三面川鮭居繰網之図 p16	同上
鮭ぐる川	鶴見正夫	三面川鮭持網之図 p16	同上
鮭の文化誌	秋庭鉄之	古写真 止め罾 p17	村上市郷土資料館
三面川の鮭のはなし	鈴木鉦三	同 持網漁場	同上
三面川鮭漁場沿革概要	村上鮭産育養所	同 大漁のぼり	同上
種川を支えた人たち	本間哲郎	同 お濑い鮭	同上
水産の社会史-近世における漁場請負制と漁業構造	高橋美貴	同 お濑い鮭	同上
村上の鮭資料	磐舟文華博物館編	同 瀬波町町並	同上
村上市史近世編	村上市	同 人工授精	同上
日本漁民伝-青砥武平治		同 採卵盆・育卵皿	同上
日本系サケの回遊経路と今後の研究課題	浦和 茂彦	同 ふ化場内部	同上
北海道のサケ	秋庭鉄之	同 養魚池	同上

※イラスト、川地図構成図、グラフ等については著者作成。